

子ども・子育て支援新制度

～幼稚園・保育所の入所手続きが変わります～

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するためにできた新しい法律により、「子ども・子育て新制度」が平成27年4月からスタートする予定です。この新制度で、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図ります。

幼稚園・保育所等を利用するには…

①幼稚園・保育所等を利用したい場合、市から教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。
支給認定の種類

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる施設等
1号認定	満3歳以上で就学前の子ども（2号認定を除く）	認定こども園、幼稚園等
2号認定	満3歳以上で、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所、地域型保育（小規模保育等）

②支給認定区分に応じて、利用できる施設等の中から希望する施設を選びます。

③入園・入所を申し込みます。

▷幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）を利用する場合

幼稚園等に直接お申し込みください。支給認定は、申込先の幼稚園等から市に行われます。

なお、新制度に移行しない幼稚園を利用する場合、支給認定は不要です。

▷保育所・認定こども園（保育所機能部分）を利用する場合

家庭福祉課・各総合支所総合窓口係にお申し込みください。

*申込みに必要な書類は家庭福祉課・各総合支所総合窓口係にあります。

受付期間

▷幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分） 随時受付しています。

▷保育所・認定こども園（保育所機能部分） 平成27年1月30日（金）まで

新制度の詳しい内容については、市ホームページ、家庭福祉課・各総合支所総合窓口係に備え付けのパンフレットをご参照ください。また、新制度についての情報は、今後随時お知らせしていく予定です。

家庭福祉課 内線 2438

借金問題解決します

依頼すると支払いはすぐに止まります

借金の整理は実績・経験豊富な当事務所へ（農地や家屋の担保借入も解決します）

※当事務所では旧金木町出身の白川が相談窓口となっていますので、津軽弁でお気軽にお電話下さい（土・日・祝日可）。

白川携帯 090-6793-9487
E-mail nebuta@live.jp

事務所案内

〒231-0031
神奈川県横浜市中区
万代町3-5-10
シャロン横浜大通公園202号
森田文行法律事務所
電話 045-663-5511
FAX 045-681-4366
弁護士 森田文行
（横浜弁護士会所属）

相談料無料。長い取引や完済している場合は、払い過ぎを取り返します。

ハタチの記念写真
ご予約受付中!!

A 振袖レンタルフォトプラン ¥108,000(税込)
B 振袖フォトプラン ¥64,800(税込)
C 振袖持込みプラン ¥37,800(税込)
詳しくはお電話でお問い合わせ下さい。

成人式当日の撮影のみもご予約受付中です!

0173-26-7478
TEL/FAX 0173-26-7478
営業時間 9:00-18:00
定休日 水曜日 駐車場スペースあり

